

Title	鈴木隆君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.10 (2010. 10) ,p.137- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101028-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

鈴木隆君学位請求論文審査報告

鈴木隆君により提出された博士学位請求論文「中国共産党の政治的支配に関する研究―新興の社会経済エリートに対する政治的アプローチを中心として」の構成は以下の通りである。

- 第1章 問題の所在
 - 第2章 「新社会階層」の政治的志向性をめぐる共産党の認識と対応の指針
 - 第3章 新社会階層をめぐる組織路線と「両新組織」における党建設
 - 第4章 「三つの代表」論に基づく新社会階層の党员リクルート
 - 第5章 統一戦線政策をめぐる共産党の認識と理論的進展
 - 第6章 新社会階層に対する統一戦線活動の具体的諸相
- 終章 結語

(一)

一九八九年の天安門事件と冷戦終結および九一年のソ連解体は、中国共産党の指導者たちに国家存亡の危機意識を喚起させた。この機に際し、最高指導者・鄧小平は、社会主義的教条主義に閉じこもって古い体制を固守することよりも、現存国際システムの底流としての市場経済をむしろ大胆に取り入れ開放することで、共産党体制を保持する道を選択した。一九九二年における南巡講話から社会主義市場経済の提起にいたる一連の政策選択がその決断であった。その本質は、要するに共産党指導下の市場経済であった。

これ以後、中国研究者の主たる関心は、市場経済の進展と政治的民主化の関連に注がれた。当初、欧米の中国研究においては、天安門事件の引き金となった大規模な民主化運動を市民社会の萌芽として理解する傾向が強く、そこから若者の政治意識や基層の村レベルでの選挙などに焦点を当てる研究が増大していった。そしてそうした視座は、やがて国家―社会関係に着目した政治社会学的アプローチに広がっていった。また、社会学者たちは現在にいたるまで、変革の担い手としての潜在性を秘める中間層の出現とその意味、彼らの政治意識などに関心を寄せている。また、社会の多元化にともなう利益集団の台頭とその活動に関わる

諸問題についての研究も増えている。

こうした中国研究の流れのなかで、ひとつの重要な分野が大きく欠落していた。政治権力としての中国共産党や国家権力、あるいは党が国家を指導する党≡国家(党国)体制そのものに対する研究がそれである。中国研究におけるこの「ドーナツ化現象」は、過去の研究があまりに中樞権力の分析のみに偏りすぎていたことへの反動でもあった。とはいえ、このような重要な欠陥に気付いた研究者たちは、二一世紀に入ると再び共産党研究に戻り始めた。そこで登場したのが、体制権力側が社会や個人を包摂しようとする「国家コーポラティズム」、あるいは「ヘゲモニー政党制」の議論であり、体制側と対峙・対立する可能性のある社会階層を中国共産党が取り込むプロセスの実態と、その限界に関する分析である。

(I)

このたび鈴木隆君から提出された博士学位請求論文は、まさにこの流れに位置するものであり、従来の中国研究の本流ともいえるべき中国共産党の政治支配のスタイルと実態に踏み込んだ本格的な研究である。しかもそれは近年の内外の研究成果を積極的に取り入れつつも、自らオリジナル

な視点を大胆に提示することで新解釈に挑戦した意欲作である。

二〇〇一年、当時の中国共産党総書記・江沢民は「三つの代表」を正式に理論的に定式化した。中国共産党が「先進的な生産力」「先進的な文化」「最も広範な人民の根本的利益」の三つを代表するとした議論は、一見すると何の変哲もないように見えるが、その真の意図は最後の「最も広範な人民」にあった。本来の教義によれば、共産党は「プロレタリアート」、中国の場合は労働者・農民の利益を代表するはずであるが、ここでは「人民」の解釈を広げたのであった。市場化にともない出現した私営企業家、外資系企業従業員、専門家・技術者、弁護士など、こうした人々を「新社会階層」として「人民」の範疇に取り込んだのがその意味であった。このような「三つの代表」に関して、これまで積極的に議論を展開してきたブルース・ディクソン (Bruce Dickson) は、一連の研究のなかで、この政策により私営企業家などの新社会階層が共産党に新たに入党できる道を開き、党が「包括政党」、「エリート政党」、「ブルジョア政党」、ひいては「国家コーポラティズム」へと動いていったのがその狙いであったと論じている。

鈴木君はこの通説を否定するものではないが、そこに見

事に新たな解釈を加えている。彼によれば「三つの代表」は、改革・開放と市場化の深化にともなって、相当に上位のクラスを含む党幹部が大量に政治業務からビジネスへと天下ったが（「下海」）、これらの党員がいかにビジネスの世界で成功し「ブルジョア化」しようと、また今後新たな党員がいかに「下海」しようとも、彼らの党籍維持を保障することを認めたのがその本旨であったというのである。つまり、鈴木君は中国共産党による「国家コーポラティズム」の試みは、私営企業家などの新社会階層に対する配慮以上に、むしろ「下海」しながらも党籍を保持したままの旧党幹部を通じて、党とビジネスの癒着した既得権益体制の維持を目指しているというのである。ここに政治腐敗の温床がある。これは「三つの代表」に関する新しい視点である。より正確に言えば、この点については従来から一部で指摘されていたことも事実である。しかしそれをここまで具体的に実証的に浮かび上がらせたのは、管見のかぎり、鈴木君の研究が初めてである。

(三)

以上のような本論文のエッセンスを提示した第1章「問題の所在」に続いて、第2章「『新社会階層』の政治的志

向性をめぐる共産党の認識と対応の指針」からは具体的な分析が展開されている。本章では、新社会階層といわれる人々が所属する私営企業などの「新経済組織」と社会・民間団体などの「新社会組織」の内容を整理したあとで、彼らの政治意識は相対的に高いものの、共産党統治に対する受動的意識が比較的に強いことを明らかにしている。共産党は彼らに対して自党あるいは民主諸党派への入党を勧めると同時に、非党員の占める割合の多い新社会層との統一戦線枠を広げようとしているという。

第3章「新社会階層をめぐる組織路線と『両新組織』における党建設」では、中国共産党の組織活動の要である組織部による「新経済組織」「新社会組織」（『両新組織』）に対する取り込みの実態に迫っている。鈴木君によれば、党は新社会階層の組織化において、党内左派からの不満を抱える可能性があり、慎重な政治的対応を図る必要があった。また、党活動の基盤としての両新組織に対する基層党組織の設置と、その活動のいつそうの積極化が求められた。しかし現実には、経済成長にともなって両新組織は増大し続けたものの党組織の設置と整備がそれに追いつかず、しかもこれを克服するための共産党側の対応策が、かえって党の組織力を弱体化させる側面もみられるという。

第4章「三つの代表」論に基づく新社会階層の黨員リクルート」では、二〇〇一年から二〇〇七年前後にかけての党による新社会階層に対する黨員リクルート活動に焦点が当てられている。本章では、党組織が彼らのリクルートに神経を使い、党内左派からの批判をかわしながら積極的にそれを展開した様子が描かれる。しかし、現実には新社会階層とりわけ私営企業家の新規入党は全体のなかできわめて少ない。その理由は、党務活動への参加などをはじめとした負担への忌避意識が大きいが、党が入党活動以外にも、政治・経済・社会の各方面において、こうした社会層を重視する政策をとっているために、むしろ彼らの入党それ自体へのインセンティブは低下していくのではないか、という。

第5章「統一戦線政策をめぐる共産党の認識と理論的進展」では、江沢民を継承した胡锦涛時代における共産党の統一戦線政策を分析している。鈴木君によれば、胡時代はいうまでもなくヘゲモニー政党制を前提としながらも、江時代に比べてより共産党と他の民主諸党派との「多党協力」を掲げて統一戦線を重視する方向に動き、人民代表大会や政治協商会議などの既存の政治組織の活用はなかった。これとの関連で、共産党は欧米政治学で論じられる

deliberative democracy を、共産党指導を前提とすることで「換骨奪胎」したかたちの「協議民主」として提起した。これは、共産党のいう「民主」のもう一方の極に位置づけられる「競争民主」を政治的に代替させる意図が濃厚であった。

第6章「新社会階層に対する統一戦線活動の具体的諸相」では、まず最近の統一戦線工作を通じた新社会階層の取り込みの具体的活動、例えば政治学習の推進、政治的協力者の発掘、協議機関の設置などの実態が検討される。そしてそれを踏まえて、現場においては新社会階層や民主党派からの政治任用などにより支配の技術力と、党々国家体制の内部的凝集が着実に向上しつつあり、同時に新社会階層の側もそれを社会的上昇の機会ととらえる傾向が強い。このことから鈴木君は、「党政幹部と新社会階層が多様な接近の仕方を通じて、両者の制度的結託を果たしていく可能性はきわめて高い」と結論づける。

終章では、本論文を総括し、若干の将来展望を行うことで結びとしている。

(四)

本論文の評価は以下の通りである。

第一に、冒頭にも述べたように、本論文のオリジナリティとレベルの高さである。中国共産党の今日の権力構造に迫った本研究は、市場化以後、新社会階層・新社会組織の台頭にもなつて出現した多元的社会における中国共産党の統治の技術的模索を実証的に解明している。それはつまり、党によるこれら新たな社会階層に対する包摂（取り込み）作業であつた。鈴木君は、従来の研究が主として私営企業家などの新社会階層の共産党への入党促進などに注目していたのに対して、ビジネスに天下つた党官僚とその子弟の党籍を「ブルジョア化」以後も保障しようとする政策的意図を明快な実証分析のなかで描き出した。

第二に、本論文のわが国の中国研究における重要な意義である。これも冒頭に述べたように、近年のわが国の中国研究は民主化を問題意識の先に据えつつ、社会的多元化の諸相に分析の視点を置いたフィールドワーク調査が大勢を占めている。いふなれば、それは政治社会学的な中国研究である。これに対して、鈴木君はこうした研究の指向性に欠落した権力・体制の根幹ともいえる中国共産党そのものを分析している。中国の政治体制は依然として中国共産党による一党支配である現実を忘れてはならない。ここに正面から切り込み、力強く明確な論理展開で書き下ろした本

論文の意義は大きい。

第三に、鈴木君の文章力と資料の読み込みの広さと深さである。本論文はきわめて明快な筆致で読みやすい。それは著者の論理運びの力量を示すものであるが、同時に一文にすら手を抜かない文章力によるところも大きい。また、注釈を見ただけでも明らかであるが、資料の説得力は尋常ではない。彼は大学院時代からいわば「資料の虫」であつたが、本論文においても、英語・日本語の文献はいうまでもなく、中国語資料の読み込みは膨大な量にのぼる。

いかなる学術研究がそうであるように、本論文にも課題は残されている。まず本研究は主として中国共産党による現行の上からの統治技術を解明したにとどまり、それが近年顕著となりつつある社会の側からの主体的な抗議行動とのせめぎ合いを描き切れていない。結局のところ、共産党支配は浸透しているのか、あるいは反発を受けているのか、どちらなのであろうか。また実態解明は中国における言説分析を通して行われており、個別の事例分析などを通して実態そのものに直接迫つたわけではない。さらに、本研究は中国共産党による現在の統治スタイルを説明することはできるが、ここから中国の政治体制がどこに向かつているのかを見通すことはできない。

いうまでもなく、これらの課題はもとより本論文の先駆的な意義をいささかも失うものではない。こうした点については、いずれ鈴木君の今後の研究のなかで十分に展開されるものと確信している。鈴木君はそれだけの力量を備えている。

以上のことから、審査員一同は、本論文が中国共産党の今日の政治的支配の構造に関する世界的にも優れた学術研究であると判断し、ここで示された鈴木隆君の業績が博士学位(法学、慶應義塾大学)を授与するに値する十分な学識を示した内容であると高く評価するものである。

二〇一〇年七月七日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 法学博士	国分 良成
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	横手 慎二
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 法学博士	高橋 伸夫

島田志帆君学位請求論文審査報告

一 はじめに

島田志帆君が提出した学位請求論文「支払免責制度の研究」(法律文化社、二〇〇九年)は、債務者保護としての取引安全のあり方に関する問題意識を背景に、手形法における支払免責制度の基本理論を追究したものであり、これを踏まえて民法分野における預金者保護に係る問題にも取り組んだ、きわめて意欲的な試みである。

提出論文の主たる内容となる、手形法の支払免責制度に関する第1章、第2章、第3章は、それぞれ大学院在籍時に公表された三つの論文(「手形債務者の免責の法的構造——手形法四〇条三項の意義と適用範囲——」法学政治学論究四七号(二〇〇〇年)、「民法四七〇条の法的構造——民法上の指図債権における『形式的資格』——」法学政治学論究五〇号(二〇〇一年)、「遡求権保全の要件としての支払呈示に関する一考察——ドイツの支払拒絶証書論を参考に——」法学政治学論究五三号(二〇〇二年))を大幅に加筆・修正